

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〔 令和 2 年 2 月 〕
山広環条例第 1 号

山形広域環境事務組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項については、山形市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年山形市条例第 10 号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。